こきんちゃん

©Studio Ghibli

市報 こがねい

平成29(2017)年 2/15 NO.1381

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏（スタジオジブリ）に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

ホームページ http://www.city.koganei.lg.jp/
モバイル（携帯電話）版 http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html

毎月1・15日発行

世帯と人口

29.2.1現在

世帯数	58,862	（33増）	男	59,094	（21増）
人　口	119,423	（64増）	女	60,329	（43増）

※　世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。（　）内は前月比

主な内容

◆お知らせ
行財政改革プラン２０２０（案）パブリックコメント、平成29年度保育施設等の利用申請二次募集受付、春の火災予防運動　ほか　…２～７面

◆福祉のひろば
生活支援員養成講座、おとしより無料入浴デー、障がいに関するシンボルマーク　ほか　…８面

◆健康ガイド
健康講演会不眠とこころの不調、こどもクッキング、５歳児親子歯科教室　ほか　…９面

◆催し
江戸東京「こがねいまちナビ」スタンプラリー、ジュニア春休み水泳教室　ほか　…11・12面

市・都民税（住民税）、所得税および復興特別所得税

申告は正しくお早めに

申告受付期間は 2月16日㊍～3月15日㊌

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税（以下所得税）の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。なお、申告受付期間中に限り、記入済みの所得税の確定申告を市の市民税課でもお預かりできます。

例年、3月に入ると窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお勧めします。なお、今回の申告から個人番号（マイナンバー）の記載が始まります。

問合先

▽市・都民税＝市民税課市民税係（〒184－8504住所不要・市役所第二庁舎3階☎042－387－9819）

▽所得税＝武蔵野税務署（〒180－8522武蔵野市吉祥寺本町3－27－1☎0422－53－1311）

市・都民税、所得税 申告共通事項

〈申告に必要な書類〉

▽収入金額を証明できる書類（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票など）

▽所得金額を算出する際に使用した収入および経費を証明できる書類（収支内訳書など）

〈各種控除のある方〉

社会保険料・医療費・寡婦（寡夫）・障害者などの諸控除がある方は、所得税の確定申告や市・都民税の申告をすることにより、源泉徴収された所得税の還付や、市・都民税が軽減される場合があります。

ただし、国民年金保険料に係る社会保険料控除、生命保険料・地震保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除等を受ける場合には、それぞれ証明書・領収書が必要です。（コピーは不可）

〈申告書の提出は郵送でも行えます〉

申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

【市・都民税】

封筒の表に、赤字で「市・都民税申告書在中」と明記し、市民税課へ。

【所得税】

封筒の表に、「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ。

※　受付時間内に武蔵野税務署へ行けない場合は、税務署正門わきの時間外文書収受箱に提出できます。

〈公的年金等を受給している方へ〉

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除きます。

なお、この場合でも、所得税の還付を受けるには確定申告書を提出する必要があります。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告書の提出が必要となります。

市・都民税の申告は市役所へ

受付　申告期間中の月曜～金曜日午前8時30分～午後5時および臨時窓口

市・都民税の申告が必要な方

①　**平成29年1月1日現在、小金井市に住んでいる方**

市から転出を予定している方も、忘れずに小金井市の市民税課へ申告してください。

ただし、次の方は除きます。

▽税務署に所得税の確定申告をする（した）方

▽1か所から受ける給与収入のみの方で、勤務先から小金井市に給与支払報告書が提出されている方

▽公的年金等収入のみの方で、小金井市に公的年金等支払報告書が提出されている方（社会保険料や医療費などの諸控除を受けようとする方は、申告してください）

▽市内に住んでいる方の扶養親族になっている方

②　**平成29年1月1日現在、小金井市に住んでいない方で、市内に家屋敷、事業所を有している方**

妻子のみ市内に住んでいる単身赴任者などの場合は、家屋敷課税になりますので、申告が必要です。

所得がなかった方も申告を

平成28年中に所得がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税を軽減するためには、申告が必要です。

申告書用紙下部にある「3その他（収入・所得のなかった方）」の該当するところに記入して、提出してください。

臨時窓口を開設

市では、申告期間中に臨時窓口を開設し、市・都民税申告書の受け付けおよび市・都民税の申告相談、申告書用紙の配布を行います。

なお、臨時窓口では、電話でのお問い合わせ等はお受けできません。

とき　2月19日～3月12日の毎週日曜日午前9時～午後1時

ところ　市民税課窓口（市役所第二庁舎3階）

所得税の確定申告は税務署へ

相談　月曜～金曜日および2月19日（日）、26日（日）の午前9時～午後5時

確定申告が必要な方の代表的な例

①　**事業所得や不動産所得などがある方**

平成28年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超えている方

②　**サラリーマンで次のいずれかに該当する方**

▽給与収入が2千万円を超えている方

▽給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えている方

▽給与を2か所以上から受けている方

③　**株式や不動産の譲渡があった方**

確定申告をすると税金が還付される方

次のような場合に、確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

添付する書類がそれぞれ必要です。

申告の方法について、詳しくは税務署にお問い合わせください。

▽一定の要件のマイホームを、ローンなどで取得（増改築）した場合

▽原則として10万円超の医療費を負担した場合

▽年の中途で退職し、再就職していない場合

国税庁ホームページで確定申告書が作成できます

税務署では、パソコンによる申告書作成を推進しています。国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。作成した申告書はプリントアウトして郵送等で税務署に提出できます。また、申告書等の様式をホームページからダウンロードできます。

確定申告書作成会場の開設

税務署では申告書作成会場を開設し、申告を受け付けています。駐車場は3月15日まで利用できませんので、車での来場はご遠慮ください。

「税制改正等のお知らせ」「市・都民税の申告Q&A」は2面に掲載

発行・小金井市　編集・広報秘書課　〒184-8504　小金井市本町6-6-3
市役所代表☎042－383－1111（かけ間違いにご注意ください）
「市長へのファクス」ふれあい24　FAX042－383－0022
古紙を配合しています。環境にやさしい植物性インキを使用しています。